会 社 名: 株式会社トプコン

代表者: 取締役社長 横 倉 隆

(コード番号 7732 東証第1部)

問合せ先:経理・経営企画グループ統括

取締役兼執行役員

小川隆之

電 話:03(3558)2536

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成21年6月26日開催予定の第116期定時株主総会において、下記のとおり「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) 平成16年6月9日に公布された「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成16年法律第88号)が平成21年1月5日に施行され、上場株式が一斉に振替株式に変更されたこと(いわゆる「株券の電子化」)に伴い、株券の存在を前提とした規定の削除その他所要の変更を行うものであります。
- (2) 株券喪失登録簿に関する経過措置を附則に定めるものであります。
- 2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

注) 下線は変更部分を示しております。

現行定款	変更案
第1条~第6条 (条文省略)	第1条~第6条 (現行どおり)
第7条 当会社は株式に係る株券を発行する。	(削除)
第 <u>8</u> 条 (条文省略)	第 <u>7</u> 条 (現行どおり)
第 <u>9</u> 条 当会社の単元株式数は、100 株とする。 <u>2</u> 当会社は第7条の規定にかかわらず、単 元株式数に満たない数の株式(以下単元未 満株式という。)に係る株券を発行しない。 ただし、取締役会の定める株式取扱規則の 定めるところについてはこの限りでない。	第 <u>8</u> 条 当会社の単元株式数は、100 株とする。 (削除)

- 第 10条 当会社は株式につき株主名簿管理人 を置く。
 - 2 株主名簿管理人およびその事務取扱場 所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。
 - 3 当会社の株主名簿 (実質株主名簿を 含む。以下同じ。)、新株予約権原簿お よび株券喪失登録簿の作成ならびにこれらの備置きその他の株主名簿、新株 予約権原簿および株券喪失登録簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、 当会社においてはこれを取扱わない。
- 第 11 条~第 40 条 (条文省略)

(新設)

(新設)

第<u>9</u>条 当会社は株式につき株主名簿管理人 を置く。

- 2 株主名簿管理人およびその事務取扱場 所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。
- 3 当会社の株主名簿<u>および</u>新株予約権原簿 の作成ならびにこれらの備置きその他の株 主名簿<u>および</u>新株予約権原簿に関する事務 は、株主名簿管理人に委託し、当会社にお いてはこれを取扱わない。

第 10 条~第 39 条 (現行どおり)

附則

第1条 当会社の株券喪失登録簿の作成および備 置きその他の株券喪失登録簿に関する事務 は、株主名簿管理人に委託し、当会社にお いてはこれを取り扱わない。

第2条前条および本条は、平成22年1月5日まで有効とし、平成22年1月6日をもって前条および本条を削除するものとする。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 定款変更の効力発生日

平成21年6月26日 平成21年6月26日

以上